

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問回答（第2回目）

令和3年6月

岡山市

(1) 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(2) 要求水準書第 I 編【設計・建設編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	I 編-1-17	第 1 章	第 4 節	1-4-6-3	(1)	仮設物	工事区域に設置する、兼用で設ける仮囲いと遮音壁の仕様ですが、万能鋼板 H=3000 程度と考えてよろしいでしょうか。	特定建設業の作業に伴って発生する騒音の規制値等を満たす仕様とすることを原則とします。
2	I 編-1-22	第 1 章	第 4 節	1-4-7-1	(1)	工事中の監視体制	「事業者は工事中の雨水、湧水等の排水について適切に管理し、水質管理責任者を選任し水質管理を行う」とありますが、排水処理に係る費用を適切に算出するため、地下水（現状既設工場より漏水している水）の水質をご教示いただけないでしょうか。 また、着工後に測定した水質が提示いただいた水質から大幅に乖離していた場合は入札説明書 33 ページの「建設用敷地リスク」に基づき、協議して頂けるものと理解してよいでしょうか。	地下水については、現状は測定していませんが、水質は「岡山市下水道条例に基づく下水道排除基準」を満たしているとお考え下さい。 また、後段については着工後に測定した地下水の水質が、上記基準を大幅に超過する項目がある場合は、ご理解のとおりです。
3	I 編-1-22	第 1 章	第 4 節	1-4-7-1	(1)	工事中の監視体制	湧水等の水質データを提示いただけない場合は、事業者にて水質を想定しますが、着工後に測定した水質データが想定と大幅に乖離している場合は、入札説明書 33 ページの「建設用敷	No. (2) -2 の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							地リスク」に基づき、協議して頂けるものと理解してよいでしょうか。	
4	I 編- 1-23	第 1 章	第 4 節	1-4-7- 2	表 1- 4-2	工事期間中の環境モニタリング項目及び測定方法等(大気)	「予め公定法で測定した各種物質と粉じん濃度との相関を分析し、傾向を監視する」とありますが、各種物質とは何を示しているのかご教示下さい。	測定する項目は粉じん濃度のみとします。
5	I 編- 1-23	第 1 章	第 4 節	1-4-7- 2	表 1- 4-2	工事期間中の環境モニタリング項目及び測定方法等(排出水)	公定法による分析項目は、「岡山市下水道条例に基づく下水道排除基準」に示される全項目および電気伝導度、塩化物イオンということによるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	I 編- 1-23	第 1 章	第 4 節	1-4-7- 2	表 1- 4-2	工事期間中の環境モニタリング項目及び測定方法等(排出水)	水中の重金属等について簡易測定の具体的な方法および対象とする重金属項目をご教示ください。	本件敷地に汚染土壌は存在しないことを前提に、具体的な測定方法及び分析項目については事業者提案によるものとします。
7	I 編- 1-23	第 1 章	第 4 節	1-4-7- 2	表 1- 4-2	工事期間中の環境モニタリ	公定法による分析項目は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に示される全項目および水素イオン濃度、電気伝導度、塩化物イオンという	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
						ング項目 及び測定 方法等 (地下水)	ことよろしいでしょうか。	
8	I 編- 2-5	第 2 章	第 2 節	2-2-1	(3) ②、④	設備能力	「②1 炉につき 100 t/日の能力を定常的に達成し、かつ、1 炉につき年間 280 日以上稼働を達成する。」「④1 炉につき 90 日間以上の連続安定稼働を達成する。」とありますが、本項は設備能力を示すものであり、運用上はごみ搬入量に応じて運転日数を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、性能確認試験時には、年間 280 日以上稼働を達成することとして下さい。
9	I 編- 2-5	第 2 章	第 2 節	2-2-1	(4) ②	処理対象 ごみ	「可燃性粗大ごみ」：事業系可燃性粗大ごみ」とあり、表 2-2-1 で示されている「畳」以外の処理対象物がありましたらご教示願います。	通常時のご理解のとおりです。 ただし、災害発生時は災害廃棄物が搬入されることとなるため、災害廃棄物を処理する能力を有する設備として下さい。
10	I 編- 2-5	第 2 章	第 2 節	2-2-1	(6)	計画年間 処理量等	市内他工場の整備期間中に、ごみ搬入量が増加することを考慮する必要があるでしょうか。考慮する必要がある場合、増加割合等の考慮すべき条件を提示願います。	要求水準書 II 編-1-6 (3) に記載のとおりとします。
11	I 編- 2-9	第 2 章	第 2 節	2-2-5	(5)	搬出入路	第 1 回質問にて直接搬入の受入形態について回答いただいておりますが、【ごみ減量・リサイクルガイド】、【事業系ごみの分け方・出し方】等をふまえ、下記形態であると考えてよろしいでしょうか。	家庭系持込ごみについてはご理解のとおりです。 事業系持込ごみについては、以下形態です。 ・ごみ種別：可燃性粗大、 可燃ごみ

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							<p>(家庭系持込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ種別：可燃ごみ（ごみ袋入りのみ） 家庭系粗大ごみは、リサイクルプラザへ持込 ・搬入時間帯：8：00～15：00（祝日含む） 土日：なし ・条件：長さ60cm以下、直径12cm以下に切断すること ・料金：無料（ごみ袋入りのため） ・予約：なし <p>(事業系持込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ種別：事業系可燃性粗大 可燃ごみは無し ・搬入時間帯：8：00～15：30（祝日含む） 土日：なし ・料金：10キロごとに150円 ・予約：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入時間帯：8：00～15：30（祝日含む） 土日：なし ・料金：10キロごとに150円 （ただし、料金については今後変動する可能性があります。） ・予約：なし
12	I編-2-9	第2章	第2節	2-2-6	(3)	発電電力の扱い	「余剰電力は、岡山市役所新庁舎及び市民屋内温水プール並びに岡南事業所へ供給」とありますが、各施設における1日の中における昼と夜の消費電力の違いや、曜日ごとの消費電力の違いが提示されていないため、1か月間の消費電力はすべての曜日で24時間同じ電力であるものとして電力収支の計算を行ってもよいでしょ	<p>①市民屋内温水プールの電力使用量実績を添付資料-13（修正版）を添付します。本資料を参考とし、事業者にて想定してください。</p> <p>②岡南事業所については、以下の仕様を想定しているため、この仕様を基に事業者にて想定して設定してください</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							うか。	い。 ・収容人数：60人 ・勤務日：月～金 ・勤務時間：7：45～16：30 ・床面積：800㎡ ・2階建てで1階がピロティ（駐車場想定） ③その他の施設については施設規模等を参考に事業者にて想定して設定してください。
13	I編-2-9	第2章	第2節	2-2-6	(4)	外部熱供給	本件施設に隣接する市民屋内温水プールへ熱供給を行うとありますが、既設工場と市民屋内温水プール間の配管ルート、トレンチ等の構造が不明ですので、ご提示願います。	添付資料-26を添付しますので、そちらをご確認ください。
14	I編-2-10	第2章	第2節	2-2-7	(6)	雨水	敷地境界東側の下水引込点における管底レベルなどを計画するため、放流枳の設置レベル、構造、許容放流量等をご提示願います。	実施設計に基づいて設定されるため、現時点では提示できません。
15	I編-2-10	第2章	第2節	2-2-7	(6)	雨水	「放流先は岡山市と協議によるものとする。」とありますが、技術提案書提出前に協議は可能と考えてよろしいでしょうか。可能な場合、協議先をご教示願います。	不可とします。
16	I編-2-10	第2章	第2節	2-2-7	(7)	電話回線	「回線数：岡山市用2回線」とありますが、回線敷設場所をご教示願います。	左記記載は誤記のため、本仕様は不要とします。
17	I編-2-10	第2章	第2節	2-2-7	(11) ①	供給方法	第1回質問の回答で「常用圧力は0.49～0.88MPa」と回答いただいておりますが、0.49～0.88MPaの範囲内であれば実際の供給圧力は事	事業者にて提案することを可としますが、最終決定は実施設計段階で、市民屋内温水プールの現地調査を行い、適

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							業者にて提案できるとの解釈でよいでしょうか。	切な条件を設定することとします。
18	I編-2-10	第2章	第2節	2-2-7	(11) ①	市民屋内温水プールへの熱供給供給方法	「取合い点である蒸気ヘッダー部で179℃」のご指示ですが、蒸気温度はI編-3-47にある通り「蒸気温度150～180℃」の範囲で事業者にて決定してもよろしいでしょうか。	事業者にて提案することを可としますが、最終決定は実施設計段階で、市民屋内温水プールの現地調査を行い、適切な条件を設定することとします。
19	I編-2-10	第2章	第2節	2-2-7	(11) ①	市民屋内温水プールへの熱供給供給方法	取合点までの蒸気配管の敷設は事業者所掌ですが、添付資料-3の工事区域～取合点までの蒸気配管の維持管理（接続点のバルブ管理含む）は本事業の範囲外であると考えてよいでしょうか。	ご指摘の範囲については本件事業の範囲です。 蒸気配管の維持管理は、取合い点を責任分界点とし、一次側を事業者の所掌とします。
20	I編-2-10	第2章	第2節	2-2-7	(11) ①	市民屋内温水プールへの熱供給供給方法	既存工場でも温水プール機械室の取合点付近にスチームトラップが設置されていましたが、更新後も取合点付近にスチームトラップが必要となる場合、温水プール側のドレンタンクにドレンを排出することは可能でしょうか。	実施設計時に協議することとします。
21	I編-2-11	第2章	第2節	2-2-8	(7)	配置動線等	「建屋内の動線計画は、原則、安全な二方向避難路が確保されるものとし、工場棟外部に必要な応じて避難階段を設ける。」とありますが、建築基準法上の避難経路以外はプラント歩廊等により避難経路を確保可能と考えてよいでしょうか。 また、法的には問題が無く、二方向避難経路を設けることで臭気漏洩や維持管理上支障がある場合は扉位置等の配慮によって安全性を確保し	前段については提案することを可としますが、実施設計時において要求水準を満たす構造として下さい。 後段については、1方の経路が塞がれ、避難が困難とならないよう、配慮した提案として下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							でもよいでしょうか。	
22	I 編- 2-12	第 2 章	第 2 節	2-2-10	(12)	地震対策	「浸水が予測される 1m までの範囲は RC 構造並びに水密性を有するドア等とし津波や洪水による浸水が発生しないような設計とする。加えて地上 1 階部分のシャッターは非常時に遮水できる構造とする」とありますが、同等以上の浸水対策であることを条件に、これらの対策の代替案として敷地全体で浸水対策を行うことは可能でしょうか。	要求水準書の仕様より優位性のある提案であることを条件に可とします。
23	I 編- 2-15	第 2 章	第 3 節	2-3-2- 3		耐塩害対策	「屋外に使用する金属は耐塩害対策を施すものとし、屋外に使用する機器は重耐塩害仕様とする。」とありますが、汎用品以外で重耐塩仕様が定まっていない機器については潮風の影響を受けても支障が無いような材質、塗装種別を選定すると考えてよろしいでしょうか。	基本的には耐塩害対策を施すものとし ます。
24	I 編- 3-1	第 3 章	第 1 節	3-1-1- 1	(3)	通年運転 計画	「年間計画処理量を遵守した上で、岡山市と協議の上、適切な休炉期間を設定すること。」とありますが、市内他工場の休炉期間等より、休炉期間として設定できない期間があれば、ご教示願います。	市内他工場の休炉中においては、原則 休炉出来ないとお考え下さい。 また、各年度の業務計画書を作成する 際に市内他工場の年間操炉計画と本施 設の搬入計画を発注者から事業者へ提 示しますので、市内他工場の休炉期間 を鑑みて、発注者と協議の上、本件施 設の休炉期間は設定するものとして下 さい。
25	I 編- 3-10	第 3 章	第 2 節	3-2-1	5) (6)	計量機	「安全のため出入口に監視用カメラを設置する。」とありますが、入口計量機と出口計量機	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							が監視できるカメラを設置するとの解釈でよろしいでしょうか。	
26	I 編- 3-10	第 3 章	第 2 節	3-2-1	5) (7)	計量機	「有人・無人対応のいずれでも料金授受を可能とする」とありますが、原則は自動精算機での無人対応とし、必要に応じて有人対応も可能となるような機能を設けるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	I 編- 3-10	第 3 章	第 2 節	3-2-1	5) (10)	計量機	「計量システムの端末を岡山市役所本庁内に設置し、本件施設の計量システムを本端末に接続すること」とありますが、搬入車用の IC カードを含め、市内他工場のシステムとの共通化は行わないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、計量システムを IC カードとするか画像読み取り式等とするのかは実施設計時の協議によることとします。
28	I 編- 3-11	第 3 章	第 2 節	3-2-2	5) (8)	プラットホーム	「作業者の転落を防止する設備を設ける。」とありますが、投入扉付近に設置する安全帯で対応するものと考えてよろしいでしょうか。	作業者の転落防止対策については ご理解のとおりです。
29	I 編- 3-12	第 3 章	第 2 節	3-2-3	4) (5)	投入扉	材質は「SUS 製 t=4.0mm 以上」とありますが、ごみに接する部分の材質を SUS とすることと、ごみの積上を考慮した強度を確保することを前提に、板厚やごみに接しない部分の材質については事業者提案として頂くことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
30	I 編- 3-13	第 3 章	第 2 節	3-2-4	3) (2)	ダンピングボックス	主要寸法として幅 3.5m のご指示ですが、展開検査装置を別途設ける場合は事業者にて適切な寸法を提案することは可能でしょうか。	要求水準書を遵守した上で、要求水準書の仕様より優位性のあるご提案であることを条件に可とします。
31	I 編- 3-15	第 3 章	第 2 節	3-2-6	5) (13)	ごみピット	「投入扉のごみ投入シュート傾斜部に 12mm 厚以上のライナープレート (SUS 製) を張るこ	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							と。」とありますが、板厚・材質は実績に基づき、事業者にて決定することは可能でしょうか。	
32	I 編- 3-26	第3章	第3節	3-3-4- 3	4) (7)	ホッパ及びシュート	「焼却灰用のシュート部にブリッジ警報装置及び解除装置を設ける」とありますが、灰押し装置の形式やシュート角度等によりブリッジ対策が図られていることを条件に非設置とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
33	I 編- 3-27	第3章	第3節	3-3-5- 1	4) (7)、 (8)	昇温バーナ	「(7) ～運転中であってもバーナは安全かつ容易に着脱可能であること。 (8) 定常運転時は外した状態とするが、～」とありますが、ガスを使用するバーナを採用する場合は、機器構造上対応が困難であるため、立ち上げ後もバーナは引き抜かず、冷却ファンにて焼損を防ぐものとしてよいでしょうか。	技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。
34	I 編- 3-31	第3章	第3節	3-4-5	3) (4)	エコノマイザ	「スートブロアからの蒸気噴射によるボイラチューブの腐食等に対し、耐熱・耐食材料等による損耗防止対策措置を考慮する」とありますが、スートブロアの形式、設置位置、噴霧圧力等により損耗防止対策を行うことも可能と考えてよいでしょうか。	技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。
35	I 編- 3-32	第3章	第3節	3-4-7	8) (1)	脱気器	「各脱気器系列の最大蒸発量時において必要な能力を有すること」とありますが、2 炉が最大蒸発量で運転している際に必要となる能力を有することと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	I 編-	第3章	第3節	3-4-8	2)	ボイラ給	「2 台/炉 (交互運転)」とありますが、適切な	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
	3-32					水ポンプ	維持管理を実施することを条件に、「3台/2炉(交互運転)」とすることは可能でしょうか。	
37	I編-3-33	第3章	第3節	3-4-9		ボイラ用薬液注入装置	「薬液貯槽、薬液希釈槽は透視液面計を設け、中央制御室に水位、上下限警報を表示する。」とありますが、薬液の種類に応じて最適な仕様・機器構成とすることとなっていますので、ポンプの構成、槽の構成(希釈槽有無等)、基礎投入ラインの有無等は、ボイラの水質管理が適切に実施できることを条件に、事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。
38	I編-3-33	第3章	第3節	3-4-9	6) (3)	ボイラ用薬液注入装置	「液面水位及び液面上下限警報を中央制御室へ伝送する」とありますが、薬液の補給が必要なレベルまで水位が低下した場合と、上下限レベルになった際、中央制御室にてその状況が確認できるようにするとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
39	I編-3-33	第3章	第3節	3-4-9	6) (9)	ボイラ用薬液注入装置	「薬液貯槽、薬液希釈槽のエア抜き配管等は、活性炭吸着し、屋外排気とする。」とありますが、本仕様についても薬品の仕様に応じて要否を事業者で決定できるものと考えてよろしいでしょうか。	実施設計段階で発注者との協議により決定することとします。
40	I編-3-34	第3章	第3節	3-4-10	1) (1)	缶水連続測定装置形式	「形式 ブロー量自動調節式」とのご指示ですが、ボイラ水質は常時DCSで監視した上で、ブロー量の調整については現場点検時に手動で行うことにより、缶水の水質を適切に管理することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
41	I 編- 3-34	第 3 章	第 4 節	3-4-11		高压蒸気 だめ	本装置の形式は、維持管理性を考慮したうえで、事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	可としますが、蒸気だめとしての機能を満足する仕様としてください。
42	I 編- 3-35	第 3 章	第 4 節	3-4-12		低压蒸気 だめ	本装置の形式は、維持管理性を考慮したうえで、事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	可としますが、蒸気だめとしての機能を満足する仕様としてください。
43	I 編- 3-37	第 3 章	第 4 節	3-4-19	3) (5)	純水装置	純水装置の原水が上水とされていますが、I 編 2-9 では「工業用水はプラント用水として利用するものとし」とされているので、水質上問題なければ工水を使用できるものと考えてよいでしょうか。	提案としては可とします。ただし、工水を使用したことにより設備及び機器にトラブルが起きた際は、事業者の責任と負担において補修等、適切な対応を講じるものとします。
44	I 編- 3-39	第 3 章	第 5 節	3-5-1	3) (11)	ろ過式集 じん器	本体および本体下部ホップを耐硫酸露点腐食鋼とすると記載がありますが、ケーシングの補強に用いる型鋼について本材質での製作が困難であるため、排ガスに直接接触しない部分や、露点腐食の懸念がない個所については、SS400 とすることは可能でしょうか。	要求水準を満たす場合は、可とします。
45	I 編- 3-39	第 3 章	第 5 節	3-5-1	5) (3)	ろ過式集 じん器	「ろ布の延焼防止措置を施す」とありますが、ボイラ及びエコノマイザにおいて、排ガス温度をろ布の耐熱温度から十分下げることによって、ろ布の焼損防止を図るものと考えてよろしいでしょうか。	技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。
46	I 編- 3-39	第 3 章	第 5 節	3-5-1	5) (8)	ろ過式集 じん器	「各室ごとにろ布の破損等を検知できる構造とし、初期警報を中央制御室へ発報する」とありますが、ばいじん濃度に要監視基準値よりも低い初期警報値を設定し、初期警報値を超過した	要求水準書を満たす提案をして下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							ら1室ごとに閉鎖してばいじん濃度の変化を確認することにより、どの室でろ布が破損したかを検知できるようにするとの解釈でよろしいでしょうか。	
47	I編-3-40	第3章	第5節	3-5-2	4) (5)	乾式排ガス処理装置	サイロ容量は「最大使用量の7日分」とありますが、最大使用量は「燃焼計算上の最大ガス量」×「事業者の実績にもとづいて設定した排ガス濃度」で決定される薬剤使用量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、サイロの貯留容量は要求水準書第I編2-1-2-6(2)を参照ください。
48	I編-3-41	第3章	第5節	3-5-2	8) (4)	乾式排ガス処理装置	「サイロの貯留レベル計は、3点以上を設置する」とありますが、ロードセルによる重量管理で貯留レベルを計測する方式としてもよろしいでしょうか。	技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。
49	I編-3-42	第3章	第5節	3-5-3	6) (1) ⑤ エ	無触媒脱硝装置	「2台/炉」とありますが、適切な維持管理を実施し、予備機を確保することを条件に、「3台/2炉(交互運転)」とすることは可能でしょうか。	要求水準のとおりとします。
50	I編-3-43	第3章	第6節	3-6-1		発電設備	「2炉運転中において設計点を超えるごみ質を焼却する場合は、発電機定格出力まで発電・・・」とありますが、高質ごみ時等、設計点を大きく超えるごみ質を焼却する場合、タービンバイパス蒸気流量が多くなって排気圧力が上昇するため発電出力が低下します。 本仕様は、設計点以上のごみ質においても常時定格出力まで発電することを要求されているものではなく、タービン入口の蒸気流量が定格流	ご理解のとおりです。なお、各設備及び機器の仕様は要求水準書に準じて適切に提案してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							量以下であった場合は、蒸気を最大限タービン側に送って発電し、それでも余剰となる蒸気をバイパスさせることとの理解でよろしいでしょうか。	
51	I 編-3-53	第3章	第7節	3-7-8	4)	煙道	付属品として「温度計、点検口、ドレン抜き、防振装置他」と記されていますが、送風機等を設置する場合の仕様であり、煙道自体の付属品ではないと解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、煙道のレイアウトによっては、温度計や点検口等を適切な箇所に設けることとします。
52	I 編-3-56	第3章	第8節			灰出し設備	「本件施設の焼却灰及び飛灰については、事業者が提案する手法で資源化处理する計画であるため、事業者が提案する受入れ基準を満足するための装置を計画するもの」とありますが、焼却灰から選別される異物の性状、発生量は事業者の受入れ基準により左右されます。 異物の性状・発生量について、貴市が指定される搬出先の受入制限がありましたら、ご教示願います。	焼却灰・飛灰の受け入れ先は事業者の提案に委ねられるため、異物の性状、発生量については発注者から指定はありません。
53	I 編-3-65	第3章	第8節	3-8-4		灰クレーン	「灰沈殿槽の沈殿灰を焼却灰エリアに移動する際も使用する。」とありますが、灰沈殿槽の灰を別の方法で排出可能であれば、本仕様は適用されないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、各設備及び機器の仕様は要求水準書に準じて適切に提案してください。
54	I 編-3-68	第3章	第9節		表 3-9-1	給水先一覧表	消火用水、プラント用水の給水種別が「上水」となっていますが、I 編 2-9 では「工業用水はプラント用水として利用するものとし」とされているので、水質上問題なければ工水を使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。ただし、No. (2) -43 と同様にトラブルが起きた際は、事業者の責任と費用において対応するものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
55	I 編- 3-68	第 3 章	第 9 節	3-9-1	14)	設計基準等	「冷却水断水警報装置を冷却水需要先別に設け中央制御室へ発報する。」とありますが、需要先における温度監視の有無や予備系の有無等をふまえて、断水警報装置の設置位置を決定するものと考えてよろしいでしょうか。	適切な設備等を要求水準書のとおりに設置することを条件に、設置位置については事業者提案とします。
56	I 編- 3-75	第 3 章	第 10 節	3-10-3		プラント排水処理設備	プラント排水処理設備の仕様は本項の仕様を参考とし、放流基準を順守することを前提に、有機系排水、無機系排水の分割処理の有無等を含めて全面的に事業者にて提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	I 編- 3-76	第 3 章	第 10 節	3-10- 3-1-1	6) (2)	有機系排水処理設備	「生物処理を行うこととし、RO 膜や MF 膜によるろ過のみの処理は行わない。」とありますが、生物処理の工程を含んでいれば、MF 膜の採用は可能と考えてよろしいでしょうか。	提案は可とします。
58	I 編- 3-77	第 3 章	第 10 節	3-10- 3-2-1	6) (2)	無機系排水処理設備	「処理水は滅菌処理を行うこと」とありますが、人に触れることが無い使用先に限定する場合は、滅菌処理を不要とすることは可能でしょうか。	提案は可とします。
59	I 編- 3-89	第 3 章	第 12 節	3-12-9	1)	動力設備	「低圧動力制御盤（コントロールセンタ）」とありますが、設備の汎用性が高まり、維持管理性の向上が可能であるため、コントロールセンタ以外を採用することは可能でしょうか。また、可能である場合、(4) 特記事項の③、⑤のコントロールセンタ特有の仕様は適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。
60	I 編-	第 3 章	第 13 節	3-13-5	(7)	分析測定	煙突部に水分計を設置するとのことご指示ですが、	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
	3-101		節			装置	本施設には白煙防止に関する規制が設定されておらず、排ガス基準の監視、運転制御としても必要がないため、非設置としてもよろしいでしょうか。	
61	I 編- 3-102	第 3 章	第 13 節	3-13-6	表 3- 13-1	ITV 設置 場所リス ト	ITV で監視すべき場所、カメラ設置台数は設備計画に応じて異なるため、機能的に本リストと同等で以上であることを条件に、設置場所、設置台数を増減することができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	I 編- 3-102	第 3 章	第 13 節	3-13-6	表 3- 13-1	ITV 設置 場所リス ト	ボイラ液面計・圧力計は「水冷」のご指示ですが、熱による機器障害が発生しないことを前提に、冷却無しとすることは可能でしょうか。	技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。
63	I 編- 3-102	第 3 章	第 13 節	3-13-6	表 3- 13-2	モニタ設 置場所リ スト	ITV で監視すべき場所、カメラ設置台数は設備計画に応じて異なる他、運転管理体制によってもモニタ台数や監視対象が異なるため、機能的に本リストと同等で以上であることを条件に、設置台数や監視対象を変更することができるとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。
64	I 編- 4-5	第 4 章	第 2 節	4-2-1	1) (6)	設計方針	「見学者動線は、点検作業動線との交錯を避ける」とありますが、灰や臭気を持ち込む可能性がある、炉室やホップステージ等への点検作業動線を見学者動線と分離することが目的であり、それらの懸念がない電気室等への点検作業動線は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
65	I 編-	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4-	6. ごみピ	「天井：コンクリート打放し」とありますが、	技術提案書において要求水準書と比較

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
	4-11				2-1	ット	鉄骨梁、型枠デッキプレート下地コンクリート屋根とすることで、コンクリート打放しと同様に連続的な防臭区画構造を構築することでの対応は可能でしょうか。	し、優位性が認められる場合は可とします。
66	I 編- 4-21	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-1	17. 発電 機室	<p>「壁：RC+グラスウールボード貼り」とありますが、RC（鉄筋コンクリート）と同等の遮音性能を有するコンクリートパネル（PC 鋼線+コンクリート）にグラスウールボード貼りを行う構造とし、生活環境影響調査書に示される既設工場における敷地境界騒音値同等以下の騒音値とすることは可能でしょうか。</p> <p>また、該当する壁は屋外に面する箇所のみであり、屋内の壁は隣接する部屋の壁の仕様に合わせるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。</p> <p>また、後段についてはご理解のとおりです。</p>
67	I 編- 4-23	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-1	26. 非常 用発電機 室	<p>「壁：RC+グラスウールボード貼り」とありますが、RC（鉄筋コンクリート）と同等の遮音性能を有するコンクリートパネル（PC 鋼線+コンクリート）にグラスウールボード貼りを行う構造とし、生活環境影響調査書に示される既設工場における敷地境界騒音値同等以下の騒音値とすることは可能でしょうか。</p> <p>また、該当する壁は屋外に面する箇所のみであり、屋内の壁は隣接する部屋の壁の仕様に合わせるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>技術提案書において要求水準書と比較し、優位性が認められる場合は可とします。</p> <p>また、後段についてはご理解のとおりです。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
68	I 編- 4-23	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-1	33. 廊 下・階段	「2. 主要階段(建築界階段)は工場棟内に二箇所設置」とありますが、工場棟と管理棟を合棟にて計画する場合は、工場棟に 1 箇所・管理棟に 1 箇所の合計 2 箇所にて、本仕様を満足すると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準に準じた提案の場合は、可とします。
69	I 編- 4-34	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-3	7. 事務室	「3. 事務室では来客者への初期対応も行うため、エレベータホール並びに階段の近傍に配置する。」とありますが、1F 玄関に受付用のインターホン等を設置し、事務所は上階のエレベータホール並びに階段の近傍に設置することは可能でしょうか。	要求水準に準じた提案の場合は、可とします。
70	I 編- 4-36	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-3	10. 書庫 11. 倉庫	書庫、倉庫は事務所近傍に設けることとされていますが、設置場所は備品や書類等の管理計画に応じて、事業者により決定するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準に準じた提案の場合は、可とします。
71	I 編- 4-36	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-3	12. 休憩 室	床の仕様が「根太フォームの上、畳敷き」となっていますが、運用面を考慮して事業者にて変更することは可能でしょうか。	要求水準に準じた提案の場合は、可とします。
72	I 編- 4-38	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-3	14. 浴室 15. 浴室	省エネ、節水を考慮し、浴槽を設けずにシャワーブースのみとすることは可能でしょうか。	要求水準に準じた提案の場合は、可とします。
73	I 編- 4-38	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-1	18. 職員 用玄関	管理棟と工場棟を合棟とする場合は、工場棟用玄関を職員用玄関と兼用することは可能でしょうか。	要求水準に準じた提案の場合は、可とします。
74	I 編- 4-44	第 4 章	第 2 節	4-2-1	表 4- 2-4	2. 洗車場	洗車場の計画を行うため、下記内容についてご教示願います。 ・対象車両の種別（直営車のみ等）	・対象車両：直営のみ ・車両寸法：要求水準記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							<ul style="list-style-type: none"> ・対象車両の寸法 ・使用頻度（台数） ・使用時間帯（搬入終了後の夕方のみ等） ・運転手一時休憩スペースの利用人数、利用時間帯 ・洗車後の車両動線（岡南事業所に直行等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用頻度：20 台 ・使用時間帯：搬入終了後の夕方 ・運転手一時休憩について 利用人数：40 名程度 時間帯：搬入終了後 ・車両動線については、事業者提案としますが、合理的かつ効率的な動線となるよう配慮した計画として下さい。
75	I 編-4-61	第 4 章	第 3 節	4-3-3	8) (2)	門・困障 工事	門扉は SUS 製とありますが、敷地出入口に設ける門扉は、レールは SUS 製とした上で、耐塩害性に優れ門扉などと色合わせが可能なアルミ製での提案も可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
76	I 編-5-1	第 5 章	第 1 節			計画基本 事項	<p>岡南環境センターの引渡は令和 4 年 4 月 1 日で、引渡以降の施設の維持に必要な業務は事業者所掌とのことですが、現地を確認したところかなりの湧水があり、引渡以降もポンプアップや排水処理設備の運転を継続する必要があります。「清掃業務期間中の上下水道等の役務費は岡山市の所掌とする」とあるため、ポンプ・排水処理設備・脱臭ファン等の役務費も貴市の所掌と考えてよいでしょうか。</p> <p>また、令和 4 年 3 月末の本契約から 4 月 1 日までの間に事業者にて切替を行うことは実務的に不可能であるため、切替が完了するまでは既存設備が使用でき、運転等に関して貴市の支援を受けることができると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の上段部分の役務費についてはご理解のとおりです。</p> <p>下段以降の「切替が完了するまでは既存の設備を使用」については既存の設備を使用することを可とします。</p> <p>また、下段以降に記載の「既存設備の運転等に関する支援」については、清掃業務期間中は必要に応じて発注者が支援することとします。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
77	I 編-5-1	第 5 章	第 1 節			計画基本事項	湧水について、既存施設において、基準に合致した浄化を行って排水されていると思います。浄化処理の品目についてご教示願います。	既存の施設では、プラント排水や生活排水と同様の排水槽へ移送し、放流前に塩酸による pH 調整のみ行っています。
78	I 編-5-1	第 5 章	第 1 節			計画基本事項	湧水について、既存施設における浄化後の排水先をお示しください。また、その排水接続先は着工後も使えるものと考えてよろしいでしょうか。	既存施設においては、下水道放流としています。着工後の使用については、関係課と協議によるものとします。
79	I 編-5-1	第 5 章	第 1 節			計画基本事項	湧水の下水道排水について、臨時排水として下水道への排水を行っていることが想定されます。臨時排水として下水道への排水を行っている場合は、排水料金をご教示願います。	臨時排水としての排水はしていません。
80	I 編-5-35	第 5 章	第 2 節	5-2-3-4		解体材等の処理、運搬、処分	「場外へ搬出する前には 5-3-6-7 廃棄物処理(特定建設資材含む)に示す分析を行うものとする。」とありますが、「5-3-6-6」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	誤記のため適切に読み替えてください。
81	添付資料-4					取合点位置図	市民屋内温水プールの取合点を提示頂いていますが、市民屋内温水プール横等、工事区域外の範囲は既存電柱を利用して架空で送電線を設置することは可能でしょうか。	実施設計時に詳細な架空送電線のルート等を考慮して決定することとします。 原則として、既存電柱は利用できないものとお考え下さい。
82	添付資料-12					埋設配管概況図	下水接続点のレベルなどを計画するため、接続点における放流柵の設置レベル (TP 基準)、構造、許容放流量等をご提示願います。	No. (2) -14 の回答をご参照ください。
83	質問回答					アスベスト処分に	第 1 回質問回答により、「石綿除去工事の数量は事業者の経験から設定し入札書に計上」とあ	除去・処分の対策費用等の別途精算を行いません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
	No. 111					ついて	<p>りますが、アスベスト処理費、処分費を経験による計上とすると過大な費用を計上せざるを得ず、貴市にとっては入札金額の増大、事業者にとっては入札条件の不公平が生じます。</p> <p>また、責任数量が増減の有無によっても費用リスクの考え方が異なります。</p> <p>数量のご提示による単価見積、もしくは、大気汚染防止法第 18 条の 16 に則り、本工事に事前調査費用は見込むものとするが除去・処分の対策費用は別途清算するものとしていただけないでしょうか。</p> <p>下図 参考資料 新しい手続きの流れ参照</p>	

(3) 要求水準書第Ⅱ編【運営管理業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	Ⅱ編-1-9	第1章	第3節	1-3-2	(1) ①	処理対象物	<p>「可燃ごみ」：岡山市、玉野市及び久米南町の一般家庭及び事業者から排出される可燃ごみ」とありますが、現在岡山市、玉野市及び久米南町における一般廃棄物の搬入基準は、各市町ごとに異なっているものと思料致しますが、本件施設の整備に伴い、当該基準は統一されるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	当該基準の統一は想定しておりません。
2	Ⅱ編-1-9	第1章	第3節	1-3-2	(1) ③	処理対象物	<p>「し渣」：し尿処理施設から排出されるし渣」とありますが、当該排出物の管理責任（性状が大幅に変わった場合の改善措置等）は、貴市の</p>	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							所掌と理解してよろしいでしょうか（同要求水準書Ⅱ編-1-9第1章第3節1-3-2(1)④も同様）。	
3	Ⅱ編-2-1	第2章	第1節	2-1-2	(2)	有資格者の配置	本件業務の現場総括責任者として、地元雇用拡大の観点から本件施設での経験者を選任することが望ましいため、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者かつ一般廃棄物を対象とした蒸気タービン発電機付のストーカ式焼却施設における運営管理業務の経験を有することを前提に、本件施設での経験者を配置可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	Ⅱ編-2-5	第2章	第2節	2-2-3-1	(1)		「事業者は、・・・一般持込車の計量手続きを行う」とありますが、受付方法に関して下記点をご教示願います。 ・受付時の用紙記入の要否、用紙記入が必要な場合、その管理方法 ・受付時の本人確認の要否	受付時の本人確認等は実施することとします。 本人確認の方法及びその他詳細な仕様については事業者提案としますが、実施設計時の協議により決定することとします。
5	Ⅱ編-2-5	第2章	第2節	2-2-3-1	(1)		第1回質問回答にて既設工場における月別の持込車両台数実績を提示頂いていますが、玉野市および久米南町からの持込車両は無いものと考えてよろしいでしょうか。	玉野市及び久米南町からの一般持ち込みはないものとお考え下さい。
6	Ⅱ編-2-5	第2章	第2節	2-2-3-1	(1)		第1回質問回答にて既設工場における月別の持込車両台数実績を提示頂いていますが、待機スペース等を検討するため、既設工場における1日最大台数の目安をご教示願います。	日最大台数は250台程度とお考え下さい。
7	Ⅱ編-	第2章	第2節	2-2-3-	(1)		料金徴収業務に「事業者は、許可業者及び一般	一般持込車は有料指定ごみ袋にて搬入

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
	2-5			3			事業者に対し、「・・・」とあります。 自動精算装置の利用者は、許可業者及び一般事業者のみであり、一般持込車は料金徴収を行わないものと解釈してよろしいでしょうか。	することを前提としているため、料金徴収は行いません。
8	Ⅱ編-2-19	第2章	第6節	2-6-2	(4) ②	電力の取り扱い	「岡山市の要望…事業者は契約の変更に関する責任を負い・・・。」とありますが、貴市の要望または都合による変更において、事業者が負う責任とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	契約の変更に伴う仕様の変更内容を履行すること等の責任とお考え下さい。
9	Ⅱ編-2-21	第2章	第8節	2-8-6	(2)	住民対応	「本件施設に…対応する。」とありますが、事業者は一民間企業であり、市民や運搬業者に対する行政的な強制力・権限を持っていないため、行政サイドに裁量権がある事項に関する問い合わせ（ごみの受入基準、ごみ処理手数料等）の対応は、貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか（「同要求水準書 Ⅱ編-2-23 第2章第9節 2-9-6」も同様）。	要求水準書のとおりとします。
10	Ⅱ編-2-22	第2章	第8節	2-8-8	(4)	自営線による電力供給	第1回質問回答にて自営線について「管理区分は温水プールに現状で設置されている気中開閉器の位置とします。気中開閉器以降の維持管理についてはご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、温水プールの気中開閉器二次側自営線の維持管理以外の業務（設置、届出等）、及び費用負担も貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	Ⅱ編-	第2章	第8節	2-8-8	(4)	自営線に	第1回質問回答にて自営線について「管理区分	中継盤の二次側自営線に関する設置、

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
	2-22					よる電力供給	は温水プールに現状で設置されている気中開閉器の位置とします。気中開閉器以降の維持管理についてはご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、岡南事業所、北側用地については、中継盤の二次側自営線の設置、届出、維持管理、費用負担は貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	届出、維持管理、費用負担については、ご理解のとおりです。 ただし、本件施設の電気主任技術者は電気事業法上の「みなし設置者」として、事業者にて選任する予定としています。このことから、岡南事業所及び北側用地における電気主任技術者についても当該電気主任技術者が兼任することを想定しているため、施設に係る必要な届出は事業者の所掌とします。 なお、発注者が中継盤の二次側自営線に関する届出を行う場合、書類作成時等に発注者より求めがあった場合は、事業者は必要な支援を講じることとします。
12	Ⅱ編- 2-22	第2章	第8節	2-8-8	(4)	自営線による電力供給	第1回質問回答にて自営線について「保安監督範囲については本件事業に含むものとしませ。」とご回答いただいておりますが、気中開閉器または中継盤二次側の維持管理等が貴市所掌であるので、電気事業法にもとづく保安監督範囲は気中開閉器または中継盤一次側までであると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	Ⅱ編- 2-24	第2章	第9節	2-9-8	(1)	その他これらを実施する上で必要な	「岡山市職員が…管理を行う。」とありますが、本件施設において管理されるものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、想定される必要な面積をご教示願います（当該事務	誤記のため、本仕様は削除するものとお考え下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
						業務	用品等の保管に必要なスペースを考慮する必要があるため)。	

(4) 要求水準書第Ⅲ編【焼却灰及び飛灰運搬業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(5) 要求水準書第Ⅳ編【焼却灰及び飛灰資源化業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(6) 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(7) 様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	様式第 5号- 2, 3, 5, 6					特定共同 企業体協 定書	第1回目質問回答(R3.4.28)時の(1)入札説明書に対する質問No.19にて、特定共同企業体協定書は一般競争入札参加資格確認申請書提出時(R3.12頃)に必要な書類と併せて提出とご回	原則、発注者より提示した書類をお使いください。 当初の様式に記載の構成企業数より御JV構成企業が多い場合等、やむを得

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							答頂きましたが、提示されている条文を国土交通省標準協定書の内容に沿って適正に修正の上、提出することと理解してよろしいでしょうか。	ない場合は、適宜様式を修正して提出するものとお考え下さい。
2	様式第8号 (別紙) P.5	様式8の5	1-5			技術評価項目提案書	落札者決定基準における技術評価項目では「長期安定稼働と長寿命化への対応」として「装置更新、基幹的施設整備、改造工事等の延命化工事の実施容易性とごみ処理の継続性確保」が設定されていますが、様式8号では項目が挙げられていません。 その他、構成等についても違いがありますが、落札者決定基準の技術評価項目は評価の方向性を示す参考扱いとし、提案書としては様式8号の構成に合わせて作成するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式第9号 (別紙1) P.1	1	1-3			参考資料	CD-R等の電子媒体に格納された参考資料等を“技術提案書”及び“見積書”の提出時に返却することと記載がありますが、双方の提出時期が異なる（技術提案書：8月23日期限、見積書：10月22日期限）ため、時期についてご教示願います。 また、返却先は岡山市環境局環境施設部環境施設課、返却方法は郵送または返却と考えてよろしいでしょうか。	見積書の提出時に返却するものとして下さい。 後段についてはご理解のとおりです。
4	様式第	2	2-1	2-1-3	(2)	ごみの自	本項目は、『ア 焼却炉の立上げ、立下げ及び定	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
	9号 (別紙 1) P.5				④ ウ	動運転の 概要	常運転時の運転制御の概要』と兼用してもよろしいでしょうか。 もし、他に記載すべき項目があれば、ご教示願います。	
5	様式第 9号 (別紙 1) P.8	2	2-5	2-1-2	(2)	系統図	「系統図」の【ア 受入れ供給設備 ～サ 脱臭装置系統図】とは計装系統図と解釈して、計装フローシートと兼用してもよろしいでしょうか	可とします。
6	様式第 9号 (別紙 1) P.9	3	3-2		(2)	地元企業 の定義	「岡山市内に本店又は契約権を持つ支店を有する法人」と記載がありますが、契約権を持つ支店を有する法人とは要求水準書第I編-1-21の1-3-6-19.下請負人の通知(3)に記載の“準市内業者(岡山市内に受任地を持つ業者)”と理解してよろしいでしょうか。 また、市内企業(岡山市内に本店)及び準市内企業(岡山市内に契約権を持つ支店)は岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載の所属エリアで判断し、準市内企業まで地元経済貢献額に計上すると理解してよろしいでしょうか。	地元企業の定義は、「岡山市内に本店又は契約権を持つ支店を有する法人」です。要求水準書に記載の「市内企業」及び「準市内企業」は関係ありません。
7	様式第 9号 (別紙 1)	3	3-2		(5)	地元経済 貢献額の 定義	「地元経済貢献額には、工事請負、業務委託、・・・等、本件事業に直接関わる金額のみを計上する」と記載がありますが、焼却灰(飛灰)運搬企業及び焼却灰(飛灰)資源化企業も	焼却灰(飛灰)運搬企業及び焼却灰(飛灰)資源化企業が地元企業の定義に該当する場合は計上することとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
	P. 9						地元経済貢献額に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	なお、その際には、評価の基準となる地元貢献発注割合については、運営管理業務委託費に焼却灰（飛灰）運搬業務及び焼却灰（飛灰）資源化業務委託費を含めた金額を用いて算出してください。
8	様式第13号 [2/2]	6				添付資料	<p>入札参加資格確認申請時の提出書類に、各企業の建設業許可証明書（発行日が本入札の開札日から3か月以内のもの）を提出することとご指示がありますが、令和元年11月1日に国土交通省から各地方整備局等へ通知のあった“国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて”によると、「令和2年4月1日以降、許可証明書の発行は、原則として、一の更新申請につき1回、発行部数は1枚限り」と運用の統一が決められております。また、平成20年度より、“建設業者・宅建業者等企業情報検索システム”を稼働し、常時、建設業の許可情報を確認することが可能となっております。</p> <p>以上のことから、国土交通省の運用に則り、各企業の建設業許可証明書の提出を免除または、発行日期限（本入札の開札日から3か月以内のもの）を免除していただけないでしょうか。</p>	<p>提出については免除できません。</p> <p>また、建設業許可通知書又は建設業許可証明（確認）書の開札日時点における最新のもの（写し可）を添付してください。（通知書の内容に変更があったときは、変更届の控え（写し）を添付してください）</p> <p>※ 開札日時点において有効なものを提出してください。許可更新中の場合は、更新中であることがわかる証明書を提出してください。許可更新中であることがわかる証明書も提出できない場合は、受理印のある建設業許可更新申請書の写しを提出してください。</p> <p>なお、本件に関連して、修正した様式第13号を添付します。</p>

(8) 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(9) 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	4	4	2			役割分担	「事業者は、相互間の連携をもって本件事業を遂行し、本件事業に係る債務について、発注者に対し、連帯して責任を負う。」とありますが、本件事業は設計施工業務、運営管理業務、焼却灰及び飛灰運搬業務、焼却灰及び飛灰資源化業務と異なる業種の業務があり、廃掃法や建設業法上の許認可が必要な業務を担う事業者の債務については、当該許認可を持たない他の事業者は負担できません。従いまして、ここでいう「連帯して責任を負う。」とは、本契約書第14条における発注者に対する賠償義務についての連帯責任を意味すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	8	11	3			連帯保証	「代表企業は、…債権をもって相殺してはならない。」とありますが、本連帯保証債務を相殺してはならないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	9	12	1			再委託等	「第6条各項の…第三者に再委託し又は下請け	ご理解のとおりです。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							してはならない。」とありますが、建設工事請負契約又は運営管理業務委託契約、焼却灰運搬及び飛灰運搬業務契約、焼却灰及び飛灰資源化業務契約に特段の定めがある場合は、この限りではないものと理解してよろしいでしょうか。	

(10) 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	3			総則	「ただし、建設工事発注仕様書において…」との記載がありますが、「要求水準書」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	9	2	2		監督員	「要求水準書受注者が作成した詳細図等の承諾」との記載がありますが、「受注者が作成した」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	19	53	1			契約不適合責任期間等	「発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項」との記載がありますが、「第32条第3項、第5項又は第6項」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(11) 運営管理業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	2	3	1			契約の保証	「受託者は…契約金の100分の10以上の契約保証金…」とありますが、本件事業は複数年契	原文のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							約になるため、当該保証金額は、運営管理業務委託契約書の契約金額を本件事業の事業年数で除した金額の100分の10以上として頂けないでしょうか。	
2	5	12	3			従事者	「受託者は、受託者（受託者が特定共同企業体にあつては代表企業）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を現場総括責任者として選任し、発注者に報告しなければならない。」とありますが、ご指示の職務をおこなうに当たっては、運転管理を主でおこなう事業者から現場総括責任者を出すことが好ましいと考えます。代表企業と雇用関係にある者と限定せず、特定共同企業体の中から最適な者を選出することを、お認めいただけませんか。	不可とします。
3	6	15	2			物品及び役務の調達	「予備品及び消耗品の…帰属するものとする。」とありますが、受託者の従事者が本件業務の達成のために自ら購入し、自ら使用する消耗品の所有権につきましては、受託者に帰属されるものと理解してよろしいでしょうか（本契約書末尾別表にある用語の定義によると、従事者が使用する事務用品も消耗品として位置付けられると理解しています。）。	ご理解のとおりです。
4	6	16	2			電気、水道等	「本件施設の計画全炉停止日において、市民屋内温水プール等が本件施設を経由して電気事業者から受給した電気の従量料金は、発注者の負担とし、発注者と受託者で精算を行うものとする。」	市民屋内温水プール等の電気基本料金も本件業務の委託費に含めることとします。支払いについては契約書に記載のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							る」とありますが、契約電力料金についても、計画全炉停止日に市民屋内温水プール等への送電を行うことによって増額となった分の料金については貴市により負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	
5	6	16	2			電気、水道等	「本件施設の計画全炉停止日において、市民屋内温水プール等が本件施設を経由して電気事業者から受給した電気の従量料金は、発注者の負担とし、発注者と受託者で精算を行うものとする」とありますが、要求水準書第Ⅱ編 2-22において、「自営線による電力供給は、本件施設で発電した電力（本件施設の自己消費を除いた分）の範囲内で供給するものとする。」とあるため、本施設の余剰電力（発電出力>場内消費電力）が発生している際に、市民屋内温水プール等への送電を行うことによって買電が発生した場合は、本施設以外で使用した電力量分及び契約電力分を貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	契約書に記載のとおりとします。具体的な負担方法や精算の方法については協議により決定することとします。
6	8	23	1			業務マニュアル	「受託者は、運営準備期間中、運転管理業務委託期間を通じた…」との記載がありますが、「運営管理」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	9	24	6			業務計画書	「発注者は、…運営管理の考え方及び業務計画書を修正又は変更する。」とありますが、ここでいう「運営管理の考え方の修正又は変更」とは、本件業務の実施において事業者が作成する	ご理解のとおりです。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							よう定められている各業務のマニュアルを修正又は変更すればよいものと理解してよろしいでしょうか。	
8	9	25	1	2		業務報告書	「月報：当該月の翌月 10 日以内」とありますが、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づいて、国民の祝日と規定されている日が多い月などもあるため、10 営業日以内での提出をお認め頂けないでしょうか。	原則 10 日以内とします。ただし、月の第一週目が大型連休等により対応が困難な場合は、あらかじめ発注者へ申し出て、承諾を得ることを条件に、提出期限を延長することも可とします。
9	10	29	1			処理対象物の搬入	「し尿処理施設のし渣・汚泥（以下「脱水汚泥等」という。）」との記載がありますが、要求水準書第Ⅱ編 運営管理業務編Ⅱ編-1-9 第 1 章第 3 節 表 1-3-1 では、「③し渣」とのことから、汚泥は含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	11	31	4			処理対象物の受入	「受託者がその原因が全て不可抗力又は発注者の責に帰すべき事由に基づくことを合理的に説明し、…」とありますが、受託者の責めに帰すべき事由以外を受託者の負担とすることは過大と思われますので、受託者の責めに帰する場合以外は、委託者の負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
11	11	33	2			災害時の対応	「災害廃棄物の受入れ及び処理に基づき発生した増加費用額の負担については、原則受託者の負担とし・・・」とありますが、これは通常業務で行える範囲のことであり、追加で人員や資機材を投入する場合（前処理等の業務など）は追	ご理解のとおりです。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							加費用についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	
12	15	41	1	4		事故防止等臨機の措置	「当該措置が不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由に基づくことを受託者が合理的に説明し、…」とありますが、受託者の責めに帰すべき事由以外を受託者の負担とすることは過大と思われますので、受託者の責めに帰する場合以外は、委託者の負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
13	17	46	1	1		その他資源化物、処理不適物の処理等	「焼却灰から選別した金属類」とは、要求水準書 第Ⅱ編-2-6 2-2-9. 資源化物の利用に記載の「焼却灰から選別した鉄類」と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	17	46	1	1		その他資源化物、処理不適物の処理等	本条項は磁選機により焼却灰から金属類を選別する場合に適用されることと思慮しますので、磁選機を非設置（「必要に応じて」と記載）とした場合には、適用されないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	17	46	1	2		その他資源化物、処理不適物の処理等	「受託者は、第30条第3項に規定する処理不適物から金属類を選別するものとし、前号の金属類と同様に取り扱う。」とありますが、施設内処理を行う前段階の処理不適物の考え方（第30条第3項）と同様に、本項における処理不適物から選別する金属類は施設内の貯留設備までの移送は受託者所掌で、施設外への搬出は発注	ご理解のとおりです。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							者の費用と責任で搬出して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	
16	17	46	1	3		その他資源化物、処理不適物の処理等	「処理不適物、受託者が焼却灰から粒度選別等により選別除去した異物については、要求水準書に定める方法に従い、受託者が岡山市の指定する場所へ搬送する。」とありますが、施設内処理を行う前段階の処理不適物につきましては、「同契約書 10 頁第 30 条第 3 項」に基づいて、施設内の貯留設備までの移送は受託者所掌で、施設外への搬出は発注者の費用と責任で搬出して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	20	50	3	1		ごみ量	「処理対象物の量が…追加的な費用又は減少した費用。」とありますが、固定費を指すものと理解してよろしいでしょうか（「同契約書 44 頁別紙 9」にて、変動費は処理対象物の処理量に応じて支払われる変動的な運営管理費をいうことから、本条項に関わらず処理対象物の量に応じて増減するため。）。	契約書のとおりとします。
18	26	69	1			財物の滅失、毀損、人身傷害及び補償	「受託者は、その故意又は過失若しくは法令等…」との記載がありますが、「法令違反」との理解でよろしいでしょうか。	第 69 条における「法令等」については「法令違反」と読み替えてください。
19	27	71	2	3		法令等変更	「(ただし、乙に対して…全て乙が負担…」との記載がありますが、「受託者」との理解でよ	ご理解のとおりです。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							ろしいでしょうか。	

(12) 焼却灰及び飛灰運搬業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	2	6	1			責任範囲	「受託者は、本件施設から発生する焼却灰について、処理の完了まで…」との記載がありますが、「運搬の完了」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	10	2			委任又は下請負の禁止	「受諾者は、…」との記載がありますが、「受託者は、…」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	4	19	1			契約単価の変更	「契約単価を変更することができる。」とありますが、著しい物価変動等の考え方、また著しい物価変動とはどの程度を想定されているかご教示願います。	契約書にて示す契約単価変更に係る各種指標が、実際の世の中の動きと大幅に乖離する場合等を指します。
4	4	19	1			契約単価の変更	「契約単価を変更することができる。」とありますが、契約単価が著しく不適當となった場合の変更方法は、その都度、変更費用について受託者及び運営管理事業者と協議の上、判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	契約書に記載のとおりとします。
5	5	21	1			一般的損害	「委託者の責めに帰する場合を除き、すべて受託者が負担しなければならない。」とありますが、受託者の責めに帰する場合以外を、受託者の負担とすることは過大と思われるので、受託者の責めに帰する場合以外は、委託者の負担	原文のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							として頂けないでしょうか。	
6	5	22	1			第三者に及ぼした損害	「委託者の責めに帰する場合を除き、その損害を賠償しなければならない。」とありますが、受託者の責めに帰する場合以外を、受託者の負担とすることは過大と思われまますので、受託者の責めに帰する場合以外は、委託者の負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
7	5	23	1			天災等による損害	「…本件業務の既済部分等に損害を生じたときは…」とありますが、本件業務に関する「既済部分等」とは何を指しているのでしょうか。	焼却灰（又は飛灰）運搬業務委託契約書に基づく本件業務にて運搬した数量とお考え下さい。

(13) 焼却灰及び飛灰資源化業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1						契約書（案）	「6 契約保証金 第8条の規定による。」との記載がありますが、「第7条の規定による。」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	9	2			委任又は下請負の禁止	「受諾者は、…」との記載がありますが、「受託者は、…」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	9	2			委任又は下請負の禁止	「本件業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせてはならない」とありますが、本件業務の委任（請負い）とは、灰の資源化業務そのものを第三者に委任する廃掃法上の第三者への再委託のことを指し、資源化施設の前処理選別や焼成処理工程で発生する、異物・焼成ばいじん等	ご理解のとおりです。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							の焼成処理で資源化できないものについては、本項には該当せず、第三者に一部委任（山元還元資源化等）できると考えてよろしいでしょうか。	
4	4	16	1			契約代金の支払い	「焼却灰（または飛灰）資源化単価」との記載がありますが、契約書表紙に記載の「契約単価」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	4	16	7			契約代金の支払い	「委託者より支払われる委託費のうち運搬代金に相当する…」との記載がありますが、「資源化代金に相当する…」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	4	18	1			契約単価の変更	「契約単価を変更することができる。」とありますが、著しい物価変動等の考え方、また著しい物価変動とはどの程度を想定されているかご教示願います。	現時点で具体的な想定はありません。市場環境からみて、単価を維持するのが著しく不相当であるかを個別具体的に判断します。
7	4	18	1			契約単価の変更	「契約単価を変更することができる。」とありますが、契約単価が著しく不相当となった場合の変更方法は、その都度、変更費用について受託者及び運営管理事業者と協議の上、判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	5	20	1			一般的損害	「委託者の責めに帰する場合を除き、すべて受託者が負担しなければならない。」とありますが、受託者の責めに帰する場合以外を、受託者の負担とすることは過大と思われるので、受託者の責めに帰する場合以外は、委託者の負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	回答
9	5	21	1			第三者に及ぼした損害	「委託者の責めに帰する場合を除き、その損害を賠償しなければならない。」とありますが、受託者の責めに帰する場合以外を、受託者の負担とすることは過大と思われまので、受託者の責めに帰する場合以外は、委託者の負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
10	5	22	1			天災等による損害	「…本件業務の既済部分等に損害を生じたときは…」とありますが、本件業務に関する「既済部分等」とは何を指しているのでしょうか。	焼却灰（又は飛灰）資源化業務委託契約書に基づく本件業務にて資源化処理した数量とお考え下さい。
11	7	29	1			修補	「本件業務が運営管理業務委託契約書第 35 条に規定する…」とありますが、「第 36 条に規定する…」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	7	29	1			修補	「本件業務が運営管理業務委託契約書第 36 条に規定する検査に合格しなかったとき…」とありますが、受託者は当該第 36 条における「本件施設の機能の維持」には関係ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。